

## 第30回郡山市子ども・子育て会議における計画本編に関する検討結果

いただいた御意見	対象 ページ	検討結果
郡山市の現状は分かるが、何を意味しているのかわからない。 国、県のデータなど何か比較するものがあると見る人の理解がより深まる。	8	何を意味しているのか→「郡山市の現状」を示しており、計画を見る方に対し、現状を理解してもらうために掲載している。 国・県との比較→合計特殊出生率や女性の年齢別就業率など、すでに比較して掲載しているものもある。
「待機児童が20名おり」とあるが、いわゆる国基準の人数であることなど、注釈があるとより分かりやすい。	15	待機児童の定義については「(6)待機児童の状況」の説明に盛り込んだ。 また、一般的に使用されていない用語を使用した際には、当該ページの下部に※印で注釈を盛り込む。
「未来を作る“主役”である子ども」とあるが、何の未来を作るのかよく分からない。	31	内容を精査し、「社会の希望であり、次代を担う子ども」と置き換える。
基本理念の「10年後の“主役”を育てる」とあるが、どのような意図を持ってこの言葉にしたのか？	31	内容を精査し、副題を削除する。
本計画は子どもを中心に考えていくということが大切である。 子どもが未来に希望を持てる社会を作っていくという流れにならないと、様々な点で矛盾が生じる。	31	御意見を精査し、基本理念を「「子どもの想い」を第一に考えるまち こおりやま」と修正した。 子どもを客体ではなく主体として捉え、大人が子どもを考えるのではなく「子どもの想い」が中心にあり、それを第一に考え、まちづくりを推進することが子どもが未来に希望を持てる社会の実現につながると考える。
基本的な視点は子ども条例とリンクしているのか？	32	条例との関連性を以下のとおり整理している。 第3章「2 基本的な視点」中 (1)子どもの最善の利益を尊重する視点 条例第1条において「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と規定しており、条例上、「児童の権利に関する条約」が子どもへの支援のベースとなっている。 (2)社会全体で子育てを支援する視点 条例第3条第4項において地域社会の相互連携について明記している。 (3)切れ目なく子育てを支援する視点 条例第18条において「切れ目のない子育て支援」について明記している。
「(1)子どもの最善の利益の視点」については、子どもの権利条約にも掲げられており重要な点であるが、文章の表現が受動的である。子どもは養育の客体としてではなく、基本的人権の主体として育つことを周囲が支援していくというところを前面に推した文章になるとよい。	32	内容を精査し、「子どもは、基本的人権を持つ一人の人間として」との文言を加えた。 また、表題には「を尊重する」という文言を、文章には「子どもの主体性を尊重し」との文言を加えたことで、「基本的人権の主体として育つことを周囲が支援する」という表現に修正した。
経済的困窮に対して、具体的な施策はあるのか？	38,55 56,57	第4章「横断的取組 子どもの貧困対策」の重点施策(4)として位置づけており、施策体系のとおりに基本目標の枠を超えて横断的に取り組んでいく。 具体的な施策については、基本目標等と各種事業を関連付けた「実施計画」をこれから作成するので、その時点で提示したい。
ひとり親世帯が何に困っているのかが調査結果から明らかになったことから、内容によっては数値目標に反映させることも考えてよいのか？	56	子ども・子育て支援法においては、数値目標を設定する事業が定められており、ひとり親家庭等アンケートの結果を第5章にある「地域子ども・子育て支援事業」の数値目標に含めることは困難であるが、第4章「横断的取組 子どもの貧困対策」において、国が定める指標を基に本市の指標を設定しており、その中でアンケート結果を反映させている。

## 第30回郡山市子ども・子育て会議における計画本編に関する検討結果

いただいた御意見	対象 ページ	検討結果
子ども食堂に対する市からの支援策を今後考えて欲しい。	57	第4章「横断的取組 子どもの貧困対策」、重点施策(2)に子ども食堂を含めた「子どもの居場所」の運営支援について明記した。
幼稚園等の無償化に伴い子どもを預けて働く母親が増えると思われ、児童クラブも同様となると考える。 とある学校では定員の半数を1年生が占めており、3年生になると利用回数が少なくなると聞いている。 今後の受け皿の整備と目標は？	71,72	第5章「4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」中「(5)放課後児童健全育成事業」において掲載した。
無償化の影響と郡山市の課題を擦り合わせる必要があるのではないか？	-	現時点で、無償化の影響を把握できるのが次年度になる見込みであることから、原案のままとしたい。
全国的に出生数は減少傾向にあるが、1,000g以下の子どもの出生数は増加傾向にある。 郡山市の状況は？ 状況によっては、切れ目のない支援等にその内容も必要になってくる。	-	過去3年間の本市の状況を確認したところ、増減を繰り返しており、原因が特定できないことから、本プランに直接的な文言を記載しないが、基本目標I「施策の方向(4)子どもや妊産婦の健康の確保」のジャンルにおいて包括的にカバーできるかを継続して検討する。
アウトカム指標はどこからデータを取っているのか？ 出典元を掲載した方がよいのでは？	-	各指標の出典元を現在確認中であり、確認でき次第掲載する予定である。

## 第32回郡山市子ども・子育て会議開催前にいただいた御意見に関する検討結果

いただいた御意見	対象 ページ	検討結果
「技術の進展が進んで」を「技術が進んで」にしてはどうか？	2	御意見のとおり修正する。
「しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の…」の「しかしながら」の後に「女性の社会進出に伴い」と追記してはどうか？	2	前後の文章のつながりを考慮し、「女性の社会進出に伴う」と追記する。
グラフに世帯数や人数の記載があるものとなないものがあるので統一したほうが良いのでは？	8	各グラフの中で、母数を明記できるものについては記載する。
②平均初婚年齢の推移について、「増減を繰り返しながら増加傾向」と「女性は緩やかに増加」とあるが、年齢をベースとしていることから、「29.5歳から30歳の間で上下しながら上昇傾向」、「女性は緩やかに上昇」とするのはどうか？	13	御意見のとおり修正する。
「小1の壁」との文言があるが、注釈があるとよい。	18	※印で注釈を盛り込む。
郡山市の課題の中で、同じグラフを重複して掲載しているものがある。グラフをまとめて掲載するのはどうか？	20,21	同じグラフを掲載しているものについては重複しないようにする。
「(5)児童虐待についての課題」が記載されているが、保護者視点になっている。 郡山市子ども条例第10条第2項に「子ども自身が相談できる機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする」、同条例第12条第2項に「虐待を受けている子どもに対し、寄り添った迅速な対応を行う」と規定されていることから、子ども自身が報告したり、相談できる機関を創設することを明示してはいかかが？	22	本市においては「こども家庭相談センター」を設置し、児童虐待に関する相談窓口としており、子どもからの直接の相談も受け付けている。 また、毎年11月は「児童虐待防止強化月間」であり、市内の小中学校、高校へ、児童相談所全国共通ダイヤル「189」に関するリーフレットを配布し、子どもたちが直接相談できる窓口の周知に努めていることから、42ページの「施策の方向(6)児童虐待の防止」に子どもが直接相談できる窓口の周知について記載する。
「(5)児童虐待についての課題」について、平成30年度の県内の4児童相談所への相談対応状況の統計が公表されているので、そちらを掲載してはどうか？	22	検討中
「(7)障がいのある子ども等についての課題」の内容にまとまりがなく、何を課題としているのかが伝わりにくい。	27	検討中
小学生まで育児休業を取得することは考えられないことから、小学生の育児休業状況についてのグラフは必要ないのでは？	29	グラフを削除する。

## 第32回郡山市子ども・子育て会議開催前にいただいた御意見に関する検討結果

いただいた御意見	対象 ページ	検討結果
<p>児童の権利に関する条約第12条では「意見を表す権利」として「子どもは自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っており、その意見は、子どもの発達に応じて十分配慮されなければならない」とある。</p> <p>プラン策定にあたっては、子どもが参加する機会を与え、「子どもたちが描く郡山の未来」を反映することが重要である。</p>	32	<p>「2 基本的な視点」中「(1)子どもの最善の利益を尊重する視点」では、「子どもの主体性を尊重し、子どもの想いに耳を傾けながら」と記載しており、子どもの意見表明について触れている。</p> <p>現段階で子どもたちから意見を聴取し計画に反映させることは困難であるが、具体的な施策の実施について子どもたちの意見を聴取する機会を設けるなど、子どもの意見表明について検討していきたい。</p>
<p>「連携中枢都市圏」に関しての記述があるが、それ以降の基本目標等の中に、近隣市町村との連携を郡山市がリーダーシップをとって取り組む施策が見当たらない。</p> <p>子育て支援の相互利用や市町村間の相互交流等を計画に反映していただきたい。</p>	35	<p>連携中枢都市圏に関連する事業を精査したところ、基本目標Ⅰの「施策の方向(2)地域における子育て支援の充実」に該当する事業が多かったことから、こちらに連携中枢都市圏に関する文言を盛り込む。</p> <p>なお、連携中枢都市圏については、基本目標よりも大きな「基本的な視点」として取り入れていることから、当該施策に該当する事業に限らず、今後も連携できる事業の拡大に努める。</p>
<p>基本目標Ⅴのアウトカム指標中「障がいを持つ方が」を「障がいのある方が」とするのはどうか？</p>	49	御意見のとおり修正する。
<p>基本目標Ⅴ「施策の方向(1)障がい児施策の充実」に、「療育や教育を受けられるよう手当を支給するなど」とあるが、これは特別児童扶養手当のことか？</p> <p>特別児童扶養手当のことであれば、支給の趣旨が違う。</p>	50	検討中
<p>基本目標にSDGsの視点を加え、アウトカム指標を明確にしたことは高く評価する。</p> <p>各基本目標がSDGs17の目標に関連付けられてはいるが、SDGsにおける詳細な169のターゲット、244の指標との関連性が不明確である。</p> <p>県内初の「SDGs未来都市」として、実態が伴わないということにならないよう頑張ってください。</p>	-	検討中